建設分野で特定技能外国人を受け入れる前のチェックシート

行政書士佐藤事務所　https://kensetsu.kyoninka.online/　／　建設技能人材機構（JAC）の外国人受入れマニュアル・国土交通省の資料による目安（2026年11月確認）

使い方：各行に「はい（○）」「いいえ（×）」を付けてください。×が付いた行は、右の「×のとき」を見てください。

特定技能1号の受入れには「建設特定技能受入計画」の国土交通大臣の認定が必要で、認定には2〜3か月ほどかかるとされています。先に①を確かめてください。

① いちばん先に確かめること：建設業許可

確認	○×	×のとき
建設業法第3条の**建設業許可**を持っている	☐	**許可が無いと受入計画の認定を受けられません**。500万円未満の軽い工事だけを請け負う会社でも必要です。許可の業種は特定技能の職種と同じでなくてもよく、何らかの許可があれば足ります。まず許可を取ります（愛知県の案内では、書類の準備に2〜4週間、本受付から許可まで概ね1か月）

② 受入計画の認定までにそろえること

#	確認	○×	×のとき
1	会社が**建設キャリアアップシステム（CCUS）**に事業者登録している（認定の申請までに）	☐	CCUSで事業者登録をします。外国人の技能者登録も必要です
2	**JAC**の会員になっている（JACの正会員である建設業者団体の会員になるか、JACの賛助会員になる）	☐	団体経由か賛助会員かを選んで加入します。1号の1人あたり**受入負担金 月12,500円**（賛助会員は別に年会費24万円）。外国人に負担させてはいけません
3	報酬を、同じ技能の日本人と**同じ額以上・月給制**（日給月給は不可）・**昇給あり**で決めている	☐	就業規則・賃金規程と、比べる日本人の賃金台帳で示します。「○○円以上」と昇給の下限を書きます
4	同じ職種で、1年以内の**ハローワークの求人票**がある	☐	ハローワークに求人を出します（求人誌・求人サイトでは代わりになりません）
5	受入人数が上限の内：1号特定技能外国人と外国人建設就労者の合計が、**常勤職員の数**（外国人の技能者・技能実習生は数えない）を超えない	☐	常勤職員の数を確かめます
6	賃金などの大事な契約内容を、本人が分かる言葉で、**書面で事前に説明**できる	☐	「重要事項事前説明書」を作り、写しを申請に付けます

③ 受け入れた後の決まり

- 受入れ後に、国土交通大臣が指定する講習・研修を受けさせる
- 国または適正就労監理機関（FITS）の巡回指導を受け入れる
- 1号特定技能外国人の支援（自社で行うか、登録支援機関に任せる）

※特定技能2号は、受入計画の認定は不要で、出入国在留管理庁の手続きになります（JACのQ&Aによる）。

※この用紙は目安です。実際の要件は、国土交通省・出入国在留管理庁の最新の資料と、書類を確かめて判断します。

建設業許可がまだの方へ

許可の新規申請を代行します。知事許可の報酬は99,000円（税込）で、許可が下りてからのお支払いです（県の手数料90,000円は別）。ご来所は不要で、メール・LINEでやり取りが完結します。

LINE：https://line.me/R/ti/p/@599bapvi　／　フォーム：https://kensetsu.kyoninka.online/#contact